

処 分 基 準

平成29年 4 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 7 項
処 分 の 概 要：合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条第 1 号～第 7 号（警備業の要件）、第 2 3 条第 4 項（合格証明書の交付）
処 分 基 準： 警備業法第 2 3 条第 5 項において準用する同法第 2 2 条第 7 項各号に該当し、警備員として不適當であると認められる場合等には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第 3 号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服にことさらに似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話0952-24-1111内3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂